

【対象 0歳～中学校卒業まで】

子育て支援医療費助成制度のしおり

南丹市 福祉保健部 子育て支援課

●目的

次代を担う子どもたちのすこやかで生き生きとした成長を願い、安心して子供を生き育てることができるよう、保護者の医療費の負担軽減のため、京都府と南丹市が助成するものです。

●助成の対象

- ① 南丹市に居住していること（住民登録していること）
- ② 医療保険に加入されている0歳から中学校卒業までの子の入院・通院にかかる医療費（保険診療）の一部負担金（自己負担額）

※ 次のような費用は、保険診療の対象外のため、この助成制度の対象外となります。
・予防接種・健康診断の費用・薬の容器代・文書料・入院時の食費負担額・差額ベッド代・200床以上の病院での初診時の特別料金など

●助成後の一部負担金と「証」の使い方について

京都府内の医療機関では、お子さんが病院にかかれた際、「子育て支援医療費受給者証」を健康保険証と一緒に病院窓口で提示することで、ひと月1医療機関（※）につき200円の一部負担金で医療が受けられます。（京都府外の医療機関は、償還払い）

※ 外来、入院は、区分されます。

対象年齢	区分	提示する受給者証
小学校卒業まで	入院	「京都子育て支援医療費受給者証（白色）」
	外来	
中学生	入院	「京都子育て支援医療費受給者証（白色）」
	外来	

中学生からの外来（通院）用の証は、対象の子が中学生になられる際に手続きの案内を送ります。

※保育所、こども園、幼稚園、小中学校の活動でケガをしたときは「子育て支援医療費受給者証」を使用せず、窓口で学校などでケガをしたことをお伝えください。
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度が適用されます。

●医療機関の窓口で医療助成が利用できないもの、または、提示できなかったときなどについて

- ▼医療用装具の作製については、保険者の給付決定を受けてから払い戻しの手続きができます。子育て支援課もしくは、お近くの支所で払い戻しの手続きをしてください。
- ▼京都府外の医療機関では、窓口での助成ができません。いったん支払いを済ませ、後日、市の窓口で払い戻しの手続きができます。また、「証」の提示忘れなどによる場合も同じです。

●市の窓口での払い戻しの手続きについて

以下のものを持って、担当窓口にて申請をしてください。（申請期限は、医療費の支払日の翌日から5年間）

- 子育て支援医療費受給者証
- 健康保険証
- 保険点数の記載されている領収書
- 診療明細書
- 預金通帳など振込み先のわかるもの

✓治療用装具の場合

医師の意見書・治療用装具装着証明書

✓保険者の療養費・高額療養費・付加金等の支給を受けられる場合、その証明書類が必要です。

●次のような場合には、市の窓口へ届け出てください。

- ✓ 加入されている医療保険に変更があったとき
- ✓ 住所や氏名に変更があったとき
- ✓ 受給者証を紛失・破損したとき

◆ 子育て支援医療を受けられなくなるとき

次のような場合には、子育て支援医療の受給資格がなくなり、受給者証が使えなくなりますので、「証」を市の窓口にお返しくください。

- ✓ 「京都子育て支援医療費受給者証（白色）」・「南丹市子育て支援医療費受給者証（さくら色）」ともに、お子さんが中学校を卒業されるとき（3月末日まで）
- ✓ 南丹市外へ転出されるとき
- ✓ 医療保険の資格がなくなったとき
- ✓ 生活保護、ひとり親家庭医療、重度心身障害児者医療など、他の制度により医療費の助成を受けることができるようになったとき

中学校卒業後は、すこやか子育て医療費助成制度の対象となります。

【担当窓口】南丹市 福祉保健部 子育て支援課

TEL.0771-68-0017（直通）

622-8651

京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

※ 八木、日吉、美山の各支所でも

それぞれの手続きができます。



《南丹市の子育て支援医療費助成をご利用の皆様へ》

保育所、こども園、幼稚園、小中学校でのケガなどは、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度を利用してください。

※災害共済給付制度とは、学校などの管理下におけるケガなどに対して災害給付を行うものです。南丹市では、保護者の負担軽減などから、市の取り組みとして、掛け金の全額を負担しており、南丹市立の保育所・こども園・幼稚園、小中学校に通うすべてのお子さまが加入しています。

学校などでのケガや病気により病院を受診する場合

- 受診の際に、学校などの管理下におけるケガなどであることを医療機関に伝えてください。
- 医療機関の窓口で「子育て支援医療費受給者証（白色・さくら色）」を提示しないでください。
- 医療費の3割（就学前のお子さまは2割）をいったん医療機関にお支払ください。
- 医療機関（薬局含む）から渡された領収書を保管しておいてください。
- 学校に受診したことを伝え、日本スポーツ振興センターへの請求手続きを行ってください。

治療が完了するまでの調剤（お薬代）も含む医療費の総額（健康保険でいう10割分）が、5,000円（自己負担割合が3割なら1,500円）以上の場合は、災害共済給付制度の対象となります。※初診時選定療養費など、保険診療の対象とならないものは、給付対象となりません。

＜申請対象となる場合＞

- 「医療等の状況」「調剤報酬明細書」等を学校（保育所など）に提出してください。
※手続きの方法につきましては、お子さまが通われる学校（保育所など）にご確認ください。
- 学校（保育所など）から教育委員会（子育て支援課）を通じて、日本スポーツ振興センターに申請します。

＜申請対象とならない場合＞

- 医療費支給申請書と医療機関の領収書を子育て支援課もしくは、各支所に提出してください。
※申請書は子育て支援課、各支所窓口にあります。
※振込先のわかるもの（通帳等）・認印（シャチハタ不可）をご持参ください。

日本スポーツ振興センターに申請後、審査で給付が認められない場合があります。その場合は市の医療費助成制度の申請をしてください。

治療にかかった費用の4割（自己負担額3割+見舞金1割）が、日本スポーツ振興センターより給付されます。

治療にかかった費用の自己負担額より200円（一部負担金）を除いた金額を南丹市より支給します。

◇問い合わせ先◇

【子育て医療費助成制度、保育所・こども園・幼稚園でのケガなどによる災害給付に関すること】

→ 南丹市役所 子育て支援課 TEL：0771-68-0017

【小中学校でのケガなどによる災害給付に関すること】

→ 南丹市教育委員会 学校教育課 TEL：0771-68-0056

※手続きについての詳細は、在籍されている保育所・こども園・幼稚園、小中学校にお問い合わせください。

